

# 年頭のごあいさつ



一般財団法人 神奈川県社会保険協会  
会長 **飯田 昌興**

新年あけましておめでとうございます。  
事業主並びに被保険者、そしてご家族のみなさま方には、お健やかに新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。  
昨年は、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の出来事で、すべてのみなさまが日常生活に大きな影響を受けられたのではないかと存じます。未だ感染が止まず、一刻も早い治療薬の確立とワクチンの完成を切望するとともに、一日も早い感染の収束を心より願っております。  
まさにこのような時代において、私たちが日々健やかに安心して暮らしていけるよう、年金・医療・介護といった社会保険制度の充実がますます必要不可欠なものとなってまいりましょう。



日本年金機構 南関東地域第二部  
部長 **山下 幸一**

新年あけましておめでとうございます。  
みなさまにおかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は、公的年金事業の円滑な運営に格別のご厚情を賜りましたこと厚く御礼を申し上げます。  
昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、日本年金機構では、専門家会議の提言等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し、全国統一した感染予防対策の徹底に努めております。また、コロナ禍により、日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行してきており、当機構においても従来の対面型のビジネスモデルから非対面・非接触型のオンラインビジネスモデルの実現に向け進めておりますが、現在、組織を挙げて取り組んでおります電子申請の利用促



全国健康保険協会 神奈川支部  
支部長 **吉原 利夫**

新年あけましておめでとうございます。謹んで新年のごあいさつを申し上げます。旧年中は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、「コロナ禍」という未曾有の事態によって先行きが見通しにくくなっているなか、当支部では、本年、加入者・事業主のみなさまとともにコロナ禍を乗り越えることを念頭に置き、「加入者のみなさまの健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者および事業主のみなさまの利益の実現を図る」という協会けんぽの基本使命を肝に銘じて、各

神奈川県社会保険協会といたしましては、日本年金機構並びに全国健康保険協会と連携しながら、機関誌「社会保険かながわ」の発行や社会保険事務講習会等を開催し、社会保険制度の周知と広報に努めてまいり所存でございます。  
また、職場のみなさまやご家族の健康づくりや福利の増進のための事業などを引き続き推進してまいりたいと存じます。  
今年には十二支の「丑年」。牛は神様の使いとされているそうで、学問の神様といわれる菅原道真公をまつる天満宮には牛の像が置かれています。  
丑年には、先を急ぐことなく目前のことを一步一步進めていくことが将来の成功につながっていくといわれているようです。  
今後とも、当協会の事業運営にみなさま方より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
新年にあたり、会員事業所さまのさらなるご繁栄と、被保険者とご家族のみなさまのご多幸をご祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

進の取り組みは重要となっております。  
令和2年4月からは、特定の法人事業所（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等）につきましては、社会保険に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくことになりました。  
また、電子申請は、インターネットを利用して申請・届出を行いますので、年金事務所にご来所いただくなくても手続きができ、移動時間や交通費、郵送費等のコスト削減が期待できますので、電子申請の義務化以外の事業所につきましても、積極的にご利用いただくと幸いです。  
本年も当機構は、年金制度を公正かつ適切に運営し、制度を維持・発展させるとともに、国民のみなさまからより信頼される組織となるよう、職員が一丸となって取り組んでまいりますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
結びにあたりまして、神奈川県社会保険協会の益々のご発展と、会員のみなさまのご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

種の事業を展開してまいり所存です。  
すなわち、「加入者のみなさまの健康増進を図る」ため、さらには新型コロナウイルス感染症重症化リスクを高めるとの指摘もある生活習慣病を予防するという観点からも、特定健康診査・特定保健指導をより強力に推進してまいります。  
また、末永く「良質かつ効率的な医療が享受できる」よう、加入者のみなさまの健康づくりやジェネリック医薬品の使用促進などを通じて、超高齢社会における最重要課題のひとつである医療費適正化に努めるなど、国民皆保険制度の維持を目指した取り組みを引き続き進めてまいります。  
加入者・事業主のみなさまには、当支部の取り組みに本年も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。  
新年のみなさまのご健勝と新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を心からご祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

## 本年もよろしくお申し込み申し上げます 一般財団法人 神奈川県社会保険協会

- 鶴見支部長 松浦企業株式会社
- 港北支部長 株式会社テクノキャリア
- 横浜中支部長 上野興産株式会社
- 横浜西支部長 特定医療法人社団鵬友会湘南泉病院
- 横浜南支部長 日本飛行機株式会社
- 川崎支部長 泉企業株式会社
- 高津支部長 東京応化工業株式会社

- 平塚支部長 日産車体株式会社
- 横須賀支部長 東京ガスライフバル飯田株式会社
- 小田原支部長 箱根登山鉄道株式会社
- 相模原支部長 株式会社オハラ
- 厚木支部長 株式会社武部鉄工所
- 藤沢支部長 江ノ島電鉄株式会社

# 日本年金機構からのお知らせ

## 退職後の年金制度への加入

企業等に勤務し、給与等を受給していた方が退職された場合、これまで加入していた厚生年金保険の被保険者としての資格を喪失します。そのため、退職後は、再就職する、自営業者となる、仕事から離れる、配偶者として扶養される等の選択により、以下の手続きが必要となります。

年齢	60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上70歳未満
退職後			
再就職	勤務先の厚生年金保険に再加入		
	<b>Point</b> 厚生年金保険の加入期間は、70歳未満です。70歳になると、事業所は資格喪失の手続きを行います。		
自営業者 または 無職	国民年金に加入 第1号被保険者となる		国民年金の納付期間は終了
	<b>Point</b> 任意加入または特例任意加入の場合は、通帳と口座届出印が必要		
配偶者 (第2号被保険者) に扶養 される人	国民年金に加入 第3号被保険者となる		国民年金の納付期間は終了
	<b>Point</b> 任意加入または特例任意加入の場合は、通帳と口座届出印が必要		

- 手続きの③から⑥について
- ③…マイナンバーカードを提示してください。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーの表示がある住民票の写し等）、ご本人様であることが確認できる書類（運転免許証、パスポート、在留カード等）を提示してください。
  - ④…年金手帳または基礎年金番号通知書を添付してください。
  - ⑤…マイナンバーカードを提示してください。配偶者（第2号被保険者）が第3号被保険者の代理人として事業主等に提出する場合は、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面またはマイナンバーが確認できる書類の写しを添付してください。お持ちでない方は、上記③の書類の添付が必要です。自身または配偶者が外国居住の場合、扶養確認の添付書類を求めることがあります。
  - ⑥…年金手帳または基礎年金番号通知書を添付してください。医療保険者の扶養認定がされていない場合は、収入を証明する書類（非課税証明書等）が必要です。自身または配偶者が外国居住の場合、扶養確認の添付書類を求めることがあります。

照会先 事業所の管轄の年金事務所まで ©日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>